

○厚生労働省告示第百十三号

児童福祉法に基づく指定障害児相談支援の事業の人員及び運営に関する基準（平成二十四年厚生労働省令第二十九号）第三条第一項、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定地域相談支援の事業の人員及び運営に関する基準（平成二十四年厚生労働省令第二十七号）第三条第二項及び障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定計画相談支援の事業の人員及び運営に関する基準（平成二十四年厚生労働省令第二十八号）第三条第一項並びに関係法令の規定に基づき、指定障害児相談支援の提供に当たる者として厚生労働大臣が定めるもの等の一部を改正する告示を次のように定め、令和二年四月一日から適用する。

令和元年九月十日

厚生労働大臣　根本　匠

指定障害児相談支援の提供に当たる者として厚生労働大臣が定めるもの等の一部を改正する告示

（指定障害児相談支援の提供に当たる者として厚生労働大臣が定めるもの一部改正）

第一条 指定障害児相談支援の提供に当たる者として厚生労働大臣が定めるもの（平成二十四年厚生労働省告示第二百二十五号）の一部を次の表のように改正する。

改 正 後

児童福祉法に基づく指定障害児相談支援の事業の人員及び運営に関する基準（平成二十四年厚生労働省令第二十九号）第三条第一項の規定に基づき、指定障害児相談支援の提供に当たる者として厚生労働大臣が定めるものは、第一号及び第二号に掲げる要件を満たす者とする。

(略)

一 次のイからホまでのいずれかに該当する者であつて、イからホまでに規定する研修を修了した日の属する年度の翌年度を初年度とする同年度以降の五年度ごとの各年度の末日までに、相談支援従事者現任研修（相談支援の業務に従事している者の資質向上を目的として相談支援従事者現任研修受講対象者（相談支援従事者現任研修の受講を開始する日前五年間ににおいて児童福祉法第六条の二の二第七項に規定する障害児相談支援若しくは障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第五条第十八項に規定する相談支援の業務（以下「相談支援等の業務」という。）に通算して二年以上従事していた者又は相談支援従事者現任研修を修了し、当該研修を修了した旨の証明書の交付を受けた者であつて現に相談支援等の業務に従事しているものをいう。以下同じ。）に対する研修であつて、別表第一に定める内容以上のものをいう。以下同じ。）又は主任相談支援専門員研修（児童福祉法に基づく指定障害児相談支援に要する費用の額の算定に関する基準に基づき厚生労働大臣が定める基準第二号イ(1)の規定に基づき厚生労働大臣が定める者（平成三十年厚生労働省告示第百六号）の別表に定める内容以上の研修をいう。以下同じ。）を修了し、これらの研修を修了した旨の証明書の交付を受けたもの（以下「現任研修等修了者」という。）であること。ただし、イからホまでに規定する研修を修了した日から五年を経過する日の属する日の属する。

改 正 前

児童福祉法に基づく指定障害児相談支援の事業の人員及び運営に関する基準（平成二十四年厚生労働省令第二十九号）第三条第一項の規定に基づき、指定障害児相談支援の提供に当たる者として厚生労働大臣が定めるものは、次に掲げる要件を満たす者とする。

(略)

一 次のイからニまでのいずれかに該当する者であつて、イからニまでに規定する研修を修了した日の属する年度の翌年度を初年度とする同年度以降の五年度ごとの各年度の末日までに、相談支援従事者現任研修（相談支援の業務に従事している者の資質向上を目的として行う研修であつて、別表第一に定める以上のもの又は指定相談支援の提供に当たる者として厚生労働大臣が定めるものを廃止する件（平成二十四年厚生労働省告示第二百十二号）による廃止前の指定相談支援の提供に当たる者として厚生労働大臣が定めるもの（平成十八年厚生労働省告示第五百四十九号。以下「旧告示」という。）の別表第一に定める以上のものをいう。以下同じ。）を修了し、当該研修を修了した旨の証明書の交付を受けたものであること。ただし、イからニまでに規定する研修を修了した日から五年を経過する日の属する年度の末日までの間は、相談支援従事者現任研修を修了することを要しない。

する年度の末日までの間は、イからホまでに掲げる要件に該当する者であつて、現任研修等修了者でないものを現任研修等修了者とみなす。

イ 相談支援従事者初任者研修（都道府県知事又は都道府県知事が指定する事業者が障害者等（障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第二条第一項第一号に規定する障害者等をいう。以下同じ。）の意向を踏まえ、必要な保健、医療、福祉、就労支援、教育等のサービスを総合的かつ適切に利用するための援助に関する知識及び技術を習得させることを目的として行う研修であつて、別表第二に定める内容以上のものをいう。以下同じ。）を修了し、当該研修を修了した旨の証明書の交付を受けた者

ロ 令和二年四月一日前に、都道府県知事又は都道府県知事が指定する事業者が障害者等の意向を踏まえ、必要な保健、医療、福祉、就労支援、教育等のサービスを総合的かつ適切に利用するための援助に関する知識及び技術を習得させることを目的として行う研修であつて、指定障害児相談支援の提供に当たる者として厚生労働大臣が定めるもの等の一部を改正する告示（令和元年厚生労働省告示第百十三号）による改正前の指定障害児相談支援の提供に当たる者として厚生労働大臣が定めるものの別表第二に定める内容以上のものを修了し、当該研修を修了した旨の証明書の交付を受けた者（同日前に当該研修の受講を開始し同日以降に修了したものと含む。）

ハ 平成二十四年四月一日前に、都道府県知事又は都道府県知事が指定する事業者が障害者等の意向を踏まえ、必要な保健、医療、福祉、就労支援、教育等のサービスを総合的かつ適切に利用するための援助に関する知識及び技術を習得させることを目的として行う研修であつて、指定相談支援の提供に当たる者として厚生労働大臣が定めるものを廃止する件（平成二十四年厚生労働省告示第二百十二号）による廃止前の指定相談支援の提供に当たる者として厚生労働大臣が定めるもの（平成十八年厚

イ 相談支援従事者初任者研修（都道府県知事又は都道府県知事が指定する事業者が障害者等（障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第二条第一項第一号に規定する障害者等をいう。以下同じ。）の意向を踏まえ、必要な保健、医療、福祉、就労支援、教育等のサービスを総合的かつ適切に利用するための援助に関する知識及び技術を習得させることを目的として行う研修であつて、別表第二に定めるもの以上のものをいう。）を修了し、当該研修を修了した旨の証明書の交付を受けた者（新設）

ロ 旧相談支援従事者初任者研修（都道府県知事又は都道府県知事が指定する事業者が障害者等の意向を踏まえ、必要な保健、医療、福祉、就労支援、教育等のサービスを総合的かつ適切に利用するための援助に関する知識及び技術を習得させることを目的として行う研修であつて、旧告示の別表第二に定める以上のものをいう。）を修了し、当該研修を修了した旨の証明書の交付を受けた者

生労働省告示第五百四十九号。以下「旧告示」という。)の別表第二に定める内容以上のものを修了し、当該研修を修了した旨の証明書の交付を受けた者(同日前に当該研修の受講を開始し同日以降に修了した者を含む。)

二 平成十八年十月一日前に、厚生労働大臣又は都道府県知事が行つた相談支援の業務に関する研修(旧告示の別表第二に定める内容以上のものに限る。)を修了し、当該研修を修了した旨の証明書の交付を受けた者(同日前に当該研修の受講を開始し同日以降に修了したものと含む。)

ホ 平成十八年十月一日前に、厚生労働大臣、都道府県知事又は指定都市(地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第二百五十二条の十九第一項の指定都市をいう。)の市長が行つた相談支援の業務に関する研修(旧告示の別表第二に定める科目)障害者自立支援法の概要及び相談支援事業従事者の役割に関する講義の科目を除く。)に関する同表に定める内容以上の研修に限る。)を修了し、かつ平成二十四年四月一日前に当該科目の講義のみを行う研修を修了し、当該研修を修了した旨の証明書の交付を受けた者(同日前に当該研修の受講を開始し同日以降に修了したものと含む。)

ハ 平成十八年十月一日前に、厚生労働大臣又は都道府県知事が行つた相談支援の業務に関する研修(旧告示の別表第二に定める内容以上のものに限る。)を修了し、当該研修を修了した旨の証明書の交付を受けた者(同日前に研修の受講を開始し同日以降に修了したものと含む。)

二 平成十八年十月一日前に、厚生労働大臣、都道府県知事又は指定都市(地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第二百五十二条の十九第一項の指定都市をいう。)の市長が行つた相談支援の業務に関する研修(旧告示の別表第二に定める科目)うち、障害者自立支援法の概要及び相談支援事業従事者の役割に関する講義の科目を除いたもの以上の研修に限る。)を修了し、かつこの告示の適用の日(以下「適用日」という。)前に当該科目的講義のみを行う研修を修了し、当該研修を修了した旨の証明書の交付を受けた者(適用日前に研修の受講を開始し適用日以降に修了したものと含む。)

三 令和二年四月一日前に主任相談支援専門員研修を修了し、当該研修を修了した旨の証明書の交付を受けた者については、当該研修を修了した日から五年を経過する日の属する年度の末日までは現任研修等修了者とみなす。

四 令和二年四月一日前五年間において相談支援従事者現任研修、主任相談支援専門員研修又は相談支援従事者初任者研修を修了し、これらの研修を修了した旨の証明書の交付を受けた者(同日前にこれらの研修の受講を開始し同日以後に修了したものと含む。)は、同日からこれらの研修を修了した日から五年を経過する日の属する年度の末日までの間に初めて相談支援従事者現任研修を受講する場合において、相談支援従事者現任研修受講対象者に該当しない場合であつても、相談支援従事者現任研修受講対象者と

(新設)

みなす。

別表第一

講義		区分	別表第二		講義		区分
科	目		合	計	相談支援の基本姿勢及びケアマネジメントの展開に関する講義	障害福祉の動向に関する講義 (削る)	
相談支援におけるケアマネジメントの手法に関する講義	障害児者の地域支援と相談支援従事者(サービス管理責任者・児童発達支援管理者)の役割に関する講義		人材育成の手法に関する講義及び演習	相談支援に関する講義及び演習	相談支援の基本姿勢及びケアマネジメントの展開に関する講義	障害福祉の動向に関する講義 (削る)	科
三	五	時間数	二四	一八	一・五	三	目

別表第一

講義		区分	別表第二		演習		区分
科	目		合	計	相談支援の基本姿勢及びケアマネジメントの展開に関する講義	障害福祉の動向に関する講義	
ケアマネジメントの手法に関する講義	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律及び児童福祉法の概要並びに相談支援事業従事者の役割に関する講義		協議会に関する講義 ケアマネジメントに関する演習	相談支援の基本姿勢及びケアマネジメントの展開に関する講義	地域生活支援事業に関する講義	地域生活支援事業に関する講義	科
八	六・五	時間数	一八	一二	二	二	目

（指定地域相談支援の提供に当たる者として厚生労働大臣が定めるものの一部改正）

第二条 指定地域相談支援の提供に当たる者として厚生労働大臣が定めるもの（平成二十四年厚生労
働省告示第二百二十六号）の一部を次の表のように改正する。

改 正 後

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定地域相談支援の事業の人員及び運営に関する基準（平成二十四年厚生労働省令第二十七号）第三条第二項の規定に基づき、指定地域相談支援の提供に当たる者として厚生労働大臣が定めるものは、第一号及び第二号に掲げる要件を満たす者とする。

(略)

一 次のイからホまでのいずれかに該当する者であつて、イからホまでに規定する研修を修了した日の属する年度の翌年度を初年度とする同年度以降の五年度ごとの各年度の末日までに、相談支援従事者現任研修（相談支援の業務に従事している者の資質向上を目的として相談支援従事者現任研修受講対象者（相談支援従事者現任研修の受講を開始する日前五年間ににおいて児童福祉法第六条の二の二第七項に規定する障害児相談支援若しくは法第五条第十八項に規定する相談支援の業務（以下「相談支援等の業務」という。）に通算して二年以上従事していた者又は相談支援従事者現任研修を修了し、当該研修を修了した旨の証明書の交付を受けた者であつて現に相談支援等の業務に従事しているものをいう。以下同じ。）に対して行う研修であつて、別表第一に定める内容以上ものをいう。以下同じ。）又は主任相談支援専門員研修相当研修（相談支援従事者現任研修を修了した後、相談支援等の業務に三年以上従事した者に対して行う研修であつて、別表第三に定める内容以上のものをいう。以下同じ。）を修了し、これらの研修を修了した旨の証明書の交付を受けたもの（以下「現任研修等修了者」という。）であること。ただし、イからホまでに規定する研修を修了した日から五年を経過する日の属する年度の末日までの間は、イからホまでに掲げる要件に該当する者であつて、現任研修等修了者でないものを現任研修等修了者とみなす。

改 正 前

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定地域相談支援の事業の人員及び運営に関する基準（平成二十四年厚生労働省令第二十七号）第三条第二項の規定に基づき、指定地域相談支援の提供に当たる者として厚生労働大臣が定めるものは、次の各号に掲げる要件を満たす者とする。

(略)

一 次のイからニまでのいずれかに該当する者であつて、イからニまでに規定する研修を修了した日の属する年度の翌年度を初年度とする同年度以降の五年度ごとの各年度の末日までに、相談支援従事者現任研修（相談支援の業務に従事している者の資質向上を目的として行う研修であつて、別表第一に定める以上のもの又は指定相談支援の提供に当たる者として厚生労働大臣が定めるものを廃止する件（平成二十四年厚生労働省告示第二百十二号）による廃止前の指定相談支援の提供に当たる者として厚生労働大臣が定めるもの（平成十八年厚生労働省告示第五百四十九号。以下「旧告示」という。）の別表第一に定める以上のものをいう。以下同じ。）を修了し、当該研修を修了した旨の証明書の交付を受けたものであること。ただし、イからニまでに規定する研修を修了した日から五年を経過する日の属する年度の末日までの間は、相談支援従事者現任研修を修了することを要しない。

イ 相談支援従事者初任者研修（都道府県知事又は都道府県知事が指定する事業者が障害者等（法第二条第一項第一号に規定する障害者等をいう。以下同じ。）の意向を踏まえ、必要な保健、医療、福祉、就労支援、教育等のサービスを総合的かつ適切に利用するための援助に関する知識及び技術を習得させることを利用するための援助に関する知識及び技術を習得させることを目的として行う研修であつて、別表第二に定める内容以上のものをいう。（以下同じ。））を修了し、当該研修を修了した旨の証明書の交付を受けた者

ロ 令和二年四月一日前に、都道府県知事又は都道府県知事が指定する事業者が障害者等の意向を踏まえ、必要な保健、医療、福祉、就労支援、教育等のサービスを総合的かつ適切に利用するための援助に関する知識及び技術を習得させることを目的として行う研修であつて、指定障害児相談支援の提供に当たる者として厚生労働大臣が定めるもの等の一部を改正する告示（令和元年厚生労働省告示第百十三号）による改正前の指定地域相談支援の提供に当たる者として厚生労働大臣が定めるものの別表第二に定める内容以上のものを修了し、当該研修を修了した旨の証明書の交付を受けた者（同日前に当該研修の受講を開始し同日以降に修了したものを含む。）

ハ 平成二十四年四月一日前に、都道府県知事又は都道府県知事が指定する事業者が障害者等の意向を踏まえ、必要な保健、医療、福祉、就労支援、教育等のサービスを総合的かつ適切に利用するための援助に関する知識及び技術を習得させることを目的として行う研修であつて、指定相談支援の提供に当たる者として厚生労働大臣が定めるものを廢止する件（平成二十四年厚生労働省告示第二百十二号）による廃止前の指定相談支援の提供に当たる者として厚生労働大臣が定めるもの（平成十八年厚生労働省告示第五百四十九号。以下「旧告示」という。）の別表第二に定める内容以上のものを修了し、当該研修を修了した旨の証明書の交付を受けた者（同日前に当該研修の受講を開始し同日以降に修了したものと含む。）

イ 相談支援従事者初任者研修（都道府県知事又は都道府県知事が指定する事業者が障害者等（法第二条第一項第一号に規定する障害者等をいう。以下同じ。）の意向を踏まえ、必要な保健、医療、福祉、就労支援、教育等のサービスを総合的かつ適切に利用するための援助に関する知識及び技術を習得させることを利用するための援助に関する知識及び技術を習得させることを目的として行う研修であつて、別表第二に定める以上のものをいう。）を修了し、当該研修を修了した旨の証明書の交付を受けた者

（新設）

ロ 旧相談支援従事者初任者研修（都道府県知事又は都道府県知事が指定する事業者が障害者等の意向を踏まえ、必要な保健、医療、福祉、就労支援、教育等のサービスを総合的かつ適切に利用するための援助に関する知識及び技術を習得させることを目的として行う研修であつて、旧告示の別表第二に定める以上ものをいう。）を修了し、当該研修を修了した旨の証明書の交付を受けた者

二 平成十八年十月一日前に、厚生労働大臣又は都道府県知事が行つた相談支援の業務に関する研修（旧告示の別表第二に定める内容以上のものに限る。）を修了し、当該研修を修了した旨の証明書の交付を受けた者（同日前に当該研修の受講を開始し同日以降に修了したもの）を含む。）

三 平成十八年十月一日前に、厚生労働大臣、都道府県知事又は指定都市（地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百五十二条の十九第一項の指定都市をいう。）の市長が行つた相談支援の業務に関する研修（旧告示の別表第二に定める科目（障害者自立支援法の概要及び相談支援事業従事者の役割に関する講義の科目を除く。）に関する同表に定める内容以上）の研修に限る。）を修了し、かつ平成二十四年四月一日前に当該科目の講義のみを行う研修を修了し、当該研修を修了した旨の証明書の交付を受けた者（同日前に当該研修の受講を開始し同日以降に修了したもの）を含む。）

四 令和二年四月一日前に主任相談支援専門員研修相当研修を修了し、当該研修を修了した旨の証明書の交付を受けた者については、当該研修を修了した日から五年を経過する日の属する年度の末日までの間は現任研修等修了者とみなす。

四 令和二年四月一日前五年間において相談支援従事者現任研修、主任相談支援専門員研修相当研修又は相談支援従事者初任者研修を修了し、これらの研修を修了した旨の証明書の交付を受けた者（同日前にこれららの研修の受講を開始し同日以後に修了したもの）を含む。）は、同日からこれらの研修を修了した日から五年を経過する日の属する年度の末日までの間に初めて相談支援従事者現任研修を受講する場合において、相談支援従事者現任研修受講対象者に該当しない場合であつても、相談支援従事者現任研修受講対象者とみなす。

区分	別表第一	
科目		

別表第二				講義	講義及び演習	講義	講義
区分	科	目	時間数				
障害者との日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律及び児童福祉法の概要並びにサービス提供のプロセスに関する講義	障害児者の地域支援と相談支援従事者(サービス管理責任者・児童発達支援管理者)の役割に関する講義	相談支援におけるケアマネジメントの手法に関する講義	五	合計	人材育成の手法に関する講義及び演習 相談支援に関する講義及び演習	相談支援の基本姿勢及びケアマネジメントの展開に関する講義	(削る) 相談支援の基本姿勢及びケアマネジメントの展開に関する講義
三	三	五	二四	一八	一・五	三	一・五

別表第一				講義	演習	講義	講義
区分	科	目	時間数				
地域支援に関する講義	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律及び児童福祉法の概要並びに相談支援事業従事者の役割に関する講義	ケアマネジメントの手法に関する講義	六・五	合計	ケアマネジメントに関する演習 協議会に関する講義	相談支援の基本姿勢及びケアマネジメントの展開に関する講義	地域生活支援事業に関する講義 障害福祉の動向に関する講義
六	八	六・五	一八	二	二	二	二

別表第三					
	実習	演習及び講義	演習及び講義	実習	する講義
合計	相談支援の基礎技術に関する実習	ケアマネジメントプロセスに関する講義	ケアマネジメントプロセスに関する講義	相談支援の基礎技術に関する実習	する講義
三十	四二・五	三一・五	三一・五	三一・五	三一・五

(新設)	設(新)		設(新)		設(新)		(新設)	演習	ケアマネジメントプロセスに関する 演習
	(新設)	(新設)	(新設)	(新設)	(新設)	(新設)			
(新設)	三一・五	(新設)	二一						

（指定計画相談支援の提供に当たる者として厚生労働大臣が定めるものの一部改正）

第三条 指定計画相談支援の提供に当たる者として厚生労働大臣が定めるもの（平成二十四年厚生労働省告示第二百二十七号）の一部を次の表のように改正する。

改 正 後

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定計画相談支援の事業の人員及び運営に関する基準（平成二十四年厚生労働省令第二十八号）第三条第一項の規定に基づき、指定計画相談支援の提供に当たる者として厚生労働大臣が定めるものは、第一号及び第二号に掲げる要件を満たす者とする。

(略)

一 次のイからホまでのいずれかに該当する者であつて、イからホまでに規定する研修を修了した日の属する年度の翌年度を初年度とする同年度以降の五年度ごとの各年度の末日までに、相談支援従事者現任研修（相談支援の業務に従事している者の資質向上を目的として相談支援従事者現任研修受講対象者（相談支援従事者現任研修の受講を開始する日前五年間ににおいて児童福祉法第六条の二の二第七項に規定する障害児相談支援若しくは法第五条第十八項に規定する相談支援の業務（以下「相談支援等の業務」という。）に通算して二年以上従事していた者又は相談支援従事者現任研修を修了し、当該研修を修了した旨の証明書の交付を受けた者であつて現に相談支援等の業務に従事しているものをいう。以下同じ。）に対して行う研修であつて、別表第一に定める内容以上ものをいう。以下同じ。）又は主任相談支援専門員研修（障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定計画相談支援に要する費用の額の算定に関する基準に基づき厚生労働大臣が定める者（平成三十年厚生労働省告示第百十五号）の別表に定める内容以上の研修をいう。以下同じ。）を修了し、これらの研修を修了した旨の証明書の交付を受けたもの（以下「現任研修等修了者」という。）であること。ただし、イからホまでに規定する研修を修了した日から五年を経過する日の属する年度の

改 正 前

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定計画相談支援の事業の人員及び運営に関する基準（平成二十四年厚生労働省令第二十八号）第三条第一項の規定に基づき、指定計画相談支援の提供に当たる者として厚生労働大臣が定めるものは、次に掲げる要件を満たす者とする。

(略)

一 次のイからニまでのいずれかに該当する者であつて、イからニまでに規定する研修を修了した日の属する年度の翌年度を初年度とする同年度以降の五年度ごとの各年度の末日までに、相談支援従事者現任研修（相談支援の業務に従事している者の資質向上を目的として行う研修であつて、別表第一に定める以上のもの又は指定相談支援の提供に当たる者として厚生労働大臣が定めるものを廃止する件（平成二十四年厚生労働省告示第二百十二号）による廃止前の指定相談支援の提供に当たる者として厚生労働大臣が定めるもの（平成十八年厚生労働省告示第五百四十九号。以下「旧告示」という。）の別表第一に定める以上のものをいう。以下同じ。）を修了し、当該研修を修了した旨の証明書の交付を受けたものであること。ただし、イからニまでに規定する研修を修了した日から五年を経過する日の属する年度の末日までの間は、相談支援従事者現任研修を修了することを要しない。

末日までの間は、イからホまでに掲げる要件に該当する者であつて、現任研修等修了者でないものを現任研修等修了者とみなす。

イ 相談支援従事者初任者研修（都道府県知事又は都道府県知事が指定する事業者が障害者等（法第二条第一項第一号に規定する障害者等をいう。以下同じ。）の意向を踏まえ、必要な保健、医療、福祉、就労支援、教育等のサービスを総合的かつ適切に利用するための援助に関する知識及び技術を習得させることを目的として行う研修であつて、別表第二に定める内容以上のものをいう。以下同じ。）を修了し、当該研修を修了した旨の証明書の交付を受けた者

ロ 令和二年四月一日前に、都道府県知事又は都道府県知事が指定する事業者が障害者等の意向を踏まえ、必要な保健、医療、福祉、就労支援、教育等のサービスを総合的かつ適切に利用するための援助に関する知識及び技術を習得させることを目的として行う研修であつて、指定障害児相談支援の提供に当たる者として厚生労働大臣が定めるもの等の一部を改正する告示（令和元年厚生労働省告示第百十三号）による改正前の指定計画相談支援の提供に当たる者として厚生労働大臣が定めるものの別表第二に定める内容以上のものを修了し、当該研修を修了した旨の証明書の交付を受けた者（同日前に当該研修の受講を開始し同日以降に修了したものと含む。）

ハ 平成二十四年四月一日前に、都道府県知事又は都道府県知事が指定する事業者が障害者等の意向を踏まえ、必要な保健、医療、福祉、就労支援、教育等のサービスを総合的かつ適切に利用するための援助に関する知識及び技術を習得させることを目的として行う研修であつて、指定相談支援の提供に当たる者として厚生労働大臣が定めるものを廃止する件（平成二十四年厚生労働省告示第二百十二号）による廃止前の指定相談支援の提供に当たる者として厚生労働大臣が定めるもの（平成十八年厚生労働省告示第五百四十九号。以下「旧告示」という。）の別表第二に定める内容以上のものを修了し、当該研修を修了した

イ

相談支援従事者初任者研修（都道府県知事又は都道府県知事が指定する事業者が障害者等（法第二条第一項第一号に規定する障害者等をいう。以下同じ。）の意向を踏まえ、必要な保健、医療、福祉、就労支援、教育等のサービスを総合的かつ適切に利用するための援助に関する知識及び技術を習得させることを目的として行う研修であつて、別表第二に定める以上のものをいう。）を修了し、当該研修を修了した旨の証明書の交付を受けた者

（新設）

ロ 旧相談支援従事者初任者研修（都道府県知事又は都道府県知事が指定する事業者が障害者等の意向を踏まえ、必要な保健、医療、福祉、就労支援、教育等のサービスを総合的かつ適切に利用するための援助に関する知識及び技術を習得させることを目的として行う研修であつて、旧告示の別表第二に定める以上のものをいう。）を修了し、当該研修を修了した旨の証明書の交付を受けた者

ハ 旧相談支援従事者初任者研修（都道府県知事又は都道府県知事が指定する事業者が障害者等の意向を踏まえ、必要な保健、医療、福祉、就労支援、教育等のサービスを総合的かつ適切に利用するための援助に関する知識及び技術を習得させることを目的として行う研修であつて、旧告示の別表第二に定める以上のものをいう。）を修了し、当該研修を修了した旨の証明書の交付を受けた者

旨の証明書の交付を受けた者（同日前に当該研修の受講を開始し同日以降に修了したものを含む。）

二 平成十八年十月一日前に、厚生労働大臣又は都道府県知事が

行つた相談支援の業務に関する研修（旧告示の別表第二に定める内容以上のものに限る。）を修了し、当該研修を修了した旨の証明書の交付を受けた者（同日前に当該研修の受講を開始し同日以降に修了したものを含む。）

ホ 平成十八年十月一日前に、厚生労働大臣、都道府県知事又は指定都市（地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百五十二条の十九第一項の指定都市をいう。）の市長が行つた相談支援の業務に関する研修（旧告示の別表第二に定める科目へ障害者自立支援法の概要及び相談支援事業従事者の役割に関する講義の科目を除く。）に関する同表に定める内容以上の研修に限る。）を修了し、かつ平成二十四年四月一日前に当該科目の講義のみを行う研修を修了し、当該研修を修了した旨の証明書の交付を受けた者（同日前に当該研修の受講を開始し同日以降に修了したものとみなす。）

三

研修を修了した旨の証明書の交付を受けた者については、当該研修を修了した日から五年を経過する日の属する年度の末日までの間は現任研修等修了者とみなす。

四

令和二年四月一日前に主任相談支援専門員研修を修了し、当該研修を修了した旨の証明書の交付を受けた者（同日前に当該研修の受講を開始し同日以降に修了したものとみなす。）

別表第一

ハ 平成十八年十月一日前に、厚生労働大臣又は都道府県知事が

行つた相談支援の業務に関する研修（旧告示の別表第二に定める以上のものに限る。）を修了し、当該研修を修了した旨の証明書の交付を受けた者（同日前に研修の受講を開始し同日以降に修了したものを含む。）

二 平成十八年十月一日前に、厚生労働大臣、都道府県知事又は指定都市（地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百五十二条の十九第一項の指定都市をいう。）の市長が行つた相談支援の業務に関する研修（旧告示の別表第二に定める科目のうち、障害者自立支援法の概要及び相談支援事業従事者の役割に関する講義の科目を除いたもの以上の研修に限る。）を修了し、かつこの告示の適用の日（以下「適用日」という。）前に当該科目の講義のみを行う研修を修了し、当該研修を修了した旨の証明書の交付を受けた者（適用日前に研修の受講を開始し、かつこの告示の適用の日（以下「適用日」という。）前に当該科目の講義のみを行う研修を修了し、当該研修を修了した旨の証明書の交付を受けた者（適用日前に研修の受講を開始し同日以降に修了したものとみなす。）

（新設）

（新設）

別表第一

講義			区分	講義			区分
講義			科	講義			科
障害児者の地域支援と相談支援従事者（サービス管理責任者・児童発達支援管理者）の役割に関する講義			目	相談支援に関する講義及び演習			目
障害者の日常生活及び社会生活を総合的 法に関する講義	相談支援におけるケアマネジメントの手 法に関する講義	障害児者の地域支援と相談支援従事者（ サービス管理責任者・児童発達支援管理 責任者）の役割に関する講義	時間数	合計	一八	三	一・五
三	三	五		二四	一・五		時間数

講義			区分	講義			区分
講義			科	講義			科
障害者の日常生活及び社会生活を総合的 に支援するための法律及び児童福祉法の 概要並びに相談支援事業従事者の役割に 関する講義			目	ケアマネジメントに関する講習			目
地域支援に関する講義	ケアマネジメントの手法に関する講義	障害者の日常生活及び社会生活を総合的 に支援するための法律及び児童福祉法の 概要並びに相談支援事業従事者の役割に 関する講義	時間数	合計	二三	二	二
六	八	六・五		一八	二三	二	時間数

	実習	演習及び講義	に支援するための法律及び児童福祉法の概要並びにサービス提供のプロセスに関する講義
合計	相談支援の基礎技術に関する実習	ケアマネジメントプロセスに関する講義 及び演習	
四二一・五		三一・五	

	設(新)	演習	
合計	(新設)	ケアマネジメントプロセスに関する演習	
三一・五	(新設)	一一	

（指定障害福祉サービスの提供に係るサービス管理を行う者として厚生労働大臣が定めるもの等の一部改正）

第四条 指定障害福祉サービスの提供に係るサービス管理を行う者として厚生労働大臣が定めるもの等（平成十八年厚生労働省告示第五百四十四号）の一部を次の表のように改正する。

(傍線部分は改正部分)

		別表第一 (略) 別表第二			改 正 後	
		科	目	区分	講義	
合	計				障害児者の地域支援と相談支援従事者(サービス管理責任者・児童発達支援管理者)の役割に関する講義	
					障害児者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律及び児童福祉法の概要並びにサービス提供のプロセスに関する講義	
					相談支援におけるケアマネジメントの手法に関する講義	
十一		三	三	五	十一	
		別表第一 (略) 別表第二			改 正 前	
		科	目	区分	講義	
合	計				障害児者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律及び児童福祉法の概要並びに相談支援事業従事者の役割に関する講義	
					ケアマネジメントの手法に関する講義	
					地域支援に関する講義	
十一・五		三	二	六・五	十一・五	

（障害児通所支援又は障害児入所支援の提供の管理を行う者として厚生労働大臣が定めるもの的一部改正）

第五条 障害児通所支援又は障害児入所支援の提供の管理を行う者として厚生労働大臣が定めるもの（平成二十四年厚生労働省告示第二百三十号）の一部を次の表のように改正する。

(傍線部分は改正部分)

					別表第一 (略)	別表第二	
					科	区分	改 正 後
合	講義	障害児者の地域支援と相談支援従事者(サービス管理責任者・児童発達支援管理責任者)の役割に関する講義	障害児者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律及び児童福祉法の概要並びに相談支援事業従事者の役割に関する講義	相談支援におけるケアマネジメントの手法に関する講義	障害者(サービス提供のプロセスに関する講義)	科	時 間 数
合	講義	障害児者の地域支援と相談支援従事者(サービス管理責任者・児童発達支援管理責任者)の役割に関する講義	障害児者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律及び児童福祉法の概要並びに相談支援事業従事者の役割に関する講義	相談支援におけるケアマネジメントの手法に関する講義	障害者(サービス提供のプロセスに関する講義)	科	時 間 数
計							
十一	三	三	五				
					別表第一 (略)	別表第二	
					科	区分	改 正 前
合	講義	障害児者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律及び児童福祉法の概要並びに相談支援事業従事者の役割に関する講義	障害児者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律及び児童福祉法の概要並びに相談支援事業従事者の役割に関する講義	ケアマネジメントの手法に関する講義	障害者(サービス提供のプロセスに関する講義)	科	時 間 数
合	講義	障害児者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律及び児童福祉法の概要並びに相談支援事業従事者の役割に関する講義	障害児者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律及び児童福祉法の概要並びに相談支援事業従事者の役割に関する講義	ケアマネジメントの手法に関する講義	障害者(サービス提供のプロセスに関する講義)	科	時 間 数
計							
十一	三	二	六・五				
・五							